

令和4年1月31日召集

令和3年度1月定例総会議事録

新潟市南区農業委員会

新潟市南区農業委員会 令和3年度1月定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月31日(月) 午後1時53分から午後2時32分

2. 開催場所 南区役所分館 2階会議室

3. 出席委員(18人)

| | | | | | |
|--------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 会長(議長) | 4番 | 原 | 平一 | | |
| 委員 | 2番 | 羽入 | 一則 | | |
| | 3番 | 伊勢亀 | 裕二 | 5番 | 塩原信子 |
| | 6番 | 知野 | 勉 | 7番 | 堤一郎 |
| | 8番 | 小林 | 裕 | 9番 | 平原大悟 |
| | 10番 | 帯瀬 | 和幸 | 11番 | 曾山茂 |
| | 12番 | 伊藤 | 隆 | 13番 | 阿部源一郎 |
| | 14番 | 高橋 | 潤一 | 15番 | 阿部信哉 |
| | 16番 | 齋藤 | 雅美智 | 17番 | 野澤秀子 |
| | 18番 | 田村 | 常一 | 19番 | 清水昭 |

4. 欠席委員(1人) 1番 野内健一

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員選出

第3 議事

議案 第1号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案 第2号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案 第3号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

追加議案

議案 第4号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 新潟市農用地利用配分計画(案)について

報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について

第4 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 小沢昌己

事務局次長 滝沢秀樹

農地係長 岡田明

農政振興係長 和田友宏

7. 会議の概要

| | |
|-------|---|
| 事務局長 | <p>定刻より若干早いですが、委員の皆様、お集まりですのでこれより始めさせていただきます。</p> <p>1番 野内委員から欠席の連絡が来ております。それでは、会長からごあいさつを頂き、引き続き総会の議事の進行をお願いいたします。原会長お願いします。</p> |
| 会 長 | <p><あいさつ></p> |
| 議 長 | <p>ただ今から、1月定例総会を開会いたします。</p> <p>当委員会会議規則第4条で定める定足数に達しておりますので、当総会は成立しております。議事日程に従いまして、まず規則第14条第2項に基づき、議事録署名委員の選出について、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしとの声ですので、18番 田村委員、19番 清水委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議案に入る前に、報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本日の議案に関係がありますので、他の案件に先立ち報告することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしとの声ですので、事務局から説明をお願いいたします。</p> |
| 事 務 局 | <p>資料1、議案書6ページをご覧ください。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、ご説明いたします。賃貸借を合意解約した旨の通知を受理したのは、白根地区1件、味方地区1件、月潟地区3件でございます。6ページ1号は賃借人の変更による解約で、議案第1号 一般案件新規5号の関連案件、2号は農地転用による解約で、議案第3号 農地法第5条許可申請5号の関連案件、3号以降は記載のとおり解約内容で合計5件を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>事務局からの説明が終わりました。これよりご質問をお受けしますが、ご発言に際しまして、挙手の上、議席番号とお名前を言ってから、ご発言いただくようお願いいたします。それでは、ただいまの説明についてご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> |

議 長

ご質問、ご意見はないようですので、議事日程に沿って進めます。

はじめに、議案第1号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、提案いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局

議案第1号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

資料2-1、新潟市農用地利用集積計画の決定について、ご覧ください。今回は新規の案件が利用権設定26件、売買7件、合計33件、利用権の更新が18件となります。申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。従いまして、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対し要請するものです。

資料2-1、①一般案件の表紙をめくっていただいて、令和4年1月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。

新規について、白根地区、利用権設定、契約期間3年、件数5件、田、53,100㎡、契約期間10年、件数11件、田、84,865㎡、畑、262㎡、所有権移転、売買2件、田、12,450㎡、畑、991㎡、合計で件数18件、面積151,668㎡です。次に、味方地区、利用権設定、契約期間10年、件数1件、田、10,079㎡、所有権移転、売買2件、田、21,702㎡、畑、1,515㎡、合計で件数3件、面積33,296㎡です。次に、月潟地区、利用権設定、契約期間6年、件数3件、田、22,705㎡、契約期間10年、件数6件、田、14,751㎡、所有権移転、売買3件、田、3,063㎡、畑、1,539㎡、合計で件数12件、面積42,058㎡です。

続いて、次のページ、更新について、白根地区、利用権設定、契約期間3年、件数3件、田、30,768㎡、畑、2,617㎡、契約期間6年、件数2件、田、7,609㎡、契約期間10年、件数9件、田、42,771㎡、畑、446㎡、合計で件数14件、面積84,211㎡です。次に、味方地区、利用権設定、契約期間6年、件数1件、田、14,554㎡です。次に、月潟地区、利用権設定、契約期間6年、件数1件、田、1,047㎡、契約期間10年、件数2件、田、14,256㎡、畑、1,060㎡、合計で件数3件、面積16,363㎡です。

一枚めくっていただいて、契約期間ごとの合計ですが、利用権設定の契約期間3年が8件、田畑合計で86,485㎡、契約期間6年が7件、田で45,915㎡、契約期間10年が29件、田畑合計で168,490㎡、所有権移転が売買7件、田畑合計で41,260㎡、農地異動の合計は51件、面積342,150㎡となります。詳細につきましては、議案書の3枚目以降となります。一覧表の右上にカッコ書きでページ番号を記載しています。新規の利用権設定については1ページから6ページの1号から26号です。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積について記載しています。内容欄には支払方法、10a当たりの借賃、支払い期限、契約の開始期、終期の期間が記載されています。次に、利用権の更

新については7ページから10ページの1号から18号です。記載項目につきましては新規の利用権設定と同様です。賃借期間の終期に合わせて、利用権の再設定をするものとなります。令和4年3月に期間が終了する契約について、令和3年10月に受け手、出し手の双方に終期、更新の通知書を送付しています。

次に、所有権移転の売買については11ページ、12ページの1号から7号です。農地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積について記載しています。内容欄には支払方法、支払の総額と10a当たりの価格、支払期限、移転、引渡時期が記載されています。売買の申請案件につきましては、譲渡人と規模を拡大したい意向のある譲受人との相談の結果、話がまとまったものです。申請案件2号につきましては、3ページの新規の利用権設定13号と関連があります。こちらにつきましては、法人の構成員である方が農地を購入し、そのまま法人に農地を貸し付ける形となるため、同時に新規の利用権設定の申請が行われております。

次に、利用権の移転についてです。13、14ページをご覧ください。利用権の移転6件、筆数22筆、面積合計44,743㎡です。利用権を移転する農用地の地番、地目、面積、利用権の移転を受ける者、移転する者、所有権等を有する者、移転する利用権の内容、被移転人の経営内容、移転人の経営面積について記載しています。移転する利用権欄には権利、利用権の種類、利用権の内容、移転する利用権の開始期、終期、借賃、支払い方法が記載されています。

続いて、資料2-2、② 農地中間管理事業関連の表紙をめくっていただいて、令和4年1月の利用権促進事業、農地中間管理事業、地区別実績表をご覧ください。新規の利用権設定について、白根地区、契約期間10年、件数5件、田、53,884㎡です。次に、味方地区、契約期間10年、件数2件、田、31,114㎡です。次に、月瀉地区、契約期間10年、件数3件、田、20,738㎡です。農地異動の合計は、件数10件、面積105,736㎡となります。詳細につきましては、1枚めくっていただいて、1ページ、2ページの1号から10号となります。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積については記載のとおりです。以上で説明を終わります。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

ここで、委員の関連案件がありますので、先議を行います。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員は、その議事に参与することができないこととなっております。13ページ、一般案件、利用権移転5号の関係委員は、退室をお願いします。

(3番 伊勢亀委員 退室)

議 長

それでは、利用集積計画の一般案件、利用権移転5号について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長 ご質問、ご意見がありませんので、只今の案件についてお諮りいたします。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声ですので、利用集積計画の一般案件、利用権移転5号について、提案のとおり承認と決定いたします。関係委員に入室いただいでください。

(3番 伊勢亀委員 入室)

議長 それでは、先議した案件以外の議案第1号について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長 ご質問、ご意見がありませんので、只今の案件についてお諮りいたします。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声ですので、議案第1号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、提案のとおり承認と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、議案第3号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、追加議案第4号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、一括して提案いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 資料1、議案書1ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、ご説明いたします。白根地区1件でございます。白根地区1号の申請地は、新飯田の畑2筆で転用目的が宅地内通路です。1号の申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表1ページ、2ページに記載のとおり、集团的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地として、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し、許可相当と判断しております。

続いて、議案書2ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条許可申請に関する処分決

定について、ご説明いたします。白根地区3件、味方地区2件でございます。

白根地区1号の申請地は、新飯田の畑1筆で転用目的が個人住宅建築敷地です。1号の申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表、3ページ、4ページに記載のとおり、集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地として、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し、許可相当と判断しております。

続いて、白根地区2号の申請地は、上下諏訪木の田2筆で転用目的が店舗、事務所用地の造成です。2号の申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表、5ページ、6ページに記載のとおり、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連坦している地域として、第3種農地に分類されます。なお、造成のみの転用は許可できませんが、農地法施行規則第47条第1項第5号トに該当することから、不許可の例外として許可相当と判断しております。

続いて、白根地区3号の申請地は、高井東2丁目の畑1筆で転用目的が個人住宅建築敷地です。3号の申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表、7ページ、8ページに記載のとおり、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連坦している地域として、第3種農地に分類され、許可相当と判断しております。

続いて、味方地区4号の申請地は、味方の畑1筆で転用目的が個人住宅建築敷地です。4号の申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表、9ページ、10ページに記載のとおり、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連坦している地域として、第3種農地に分類され、許可相当と判断しております。

続いて、議案書3ページをご覧ください。味方地区5号の申請地は、山王の田1筆で転用目的が個人住宅建築敷地です。5号の申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表、11ページ、12ページに記載のとおり、集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地として、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し、許可相当と判断しております。

続いて、議案書4ページをご覧ください。追加議案第4号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、ご説明いたします。月潟地区1件でございます。月潟地区1号は、売買により所有権を移転するものです。1号の申請は、当日配布資料の13ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると判断できます。

なお、議案第2号、議案第3号、追加議案第4号は、いずれの議案も調査委員会に付されております。以上で説明を終わります。

議 長

続きまして、調査委員会の調査結果について、第1調査委員長の19番 清水委員から報告をお願いいたします。

第1調査
委員長

去る、1月26日 午後2時から、第1調査委員会を開催しましたので、ご報告いたします。
調査委員会に付託された案件は、農地法第4条許可申請が1件、農地法第5条許可申請が5件、
農地法第3条許可申請が1件です。

資料1の議案書1ページ、農地法第4条許可申請の1号ですが、転用者からおいでいただきました。申請地は、新飯田の畑2筆 面積は109.69㎡で、転用目的は宅地内通路敷地です。転用者は隣接の農地に分家住宅を建築する際、周辺の状況調査をしたところ、現在使用している通路が農地法の転用許可を受けないまま、利用していることが判明しました。今回、始末書を提出し違反状態を解消するため申請しました。申請地の農地区分は10ha以上の農地の集団性があるため、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定の拡張に係る部分の敷地面積が、既存敷地の面積の2分の1を超えないことから、土地改良区とも協議済みで排水関係も問題ないことから、違反転用ではありますが、追認で許可相当と判断し、今後は、農地法を遵守するよう指導しました。

続いて、資料1の議案書2ページ、農地法第5条許可申請の1号ですが、転用者からおいでいただきました。申請地は新飯田の畑1筆 面積は369㎡になります。転用目的は個人住宅建築敷地で、契約内容は使用貸借権の設定です。転用者は、現在、親世帯と同居していますが、家族が増え手狭になることから、個人住宅を建築するため申請しました。申請地の農地区分は、10ha以上の農地の集団性があるため、第1種農地に分類されますが、不許可の例外として、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、建設課とも協議済みで排水関係も問題ないことから許可相当と判断し、許可後に工事を行うよう指導しました。

続いて、5条許可申請の2号ですが、転用者の代理人からおいでいただきました。申請地は上下諏訪木の田2筆 面積は3,346㎡になります。転用目的は店舗及び事務用地の造成で、契約内容は賃貸借権の設定です。転用者は新潟都市計画 上下諏訪木北地区 地区計画に定められた施設を建設する用地を造成するため申請しました。申請地の農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連坦している地域に該当し、第3種農地に分類され、建設課とも協議済みで排水関係も問題ないことから、許可相当と判断し、許可後に工事を行うよう指導しました。

続いて、5条許可申請の3号ですが、転用者の代理人からおいでいただきました。申請地は高井東2丁目の畑1筆 面積は190㎡になります。転用目的は、個人住宅建築敷地で、契約内容は売買による所有権の移転です。転用者は現在アパートに居住していますが、子供が生まれ手狭になることから、個人住宅を建築するため申請しました。申請地の農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連坦している地域に該当し、第3種農地に分類され、建設課とも協議済みで排水関係も問題ないことから、許可相当と判断し、許可後に工事を行うよう指導しました。

続いて、5条許可申請の4号ですが、転用者の代理人からおいでいただきました。申請地は味

方の畑1筆 面積は284㎡になります。転用目的は、個人住宅建築敷地で、契約内容は使用貸借権の設定です。転用者は、現在、親世帯と同居していますが、家族が増え手狭になることから、個人住宅を建築するため申請しました。申請地の農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連坦している地域に該当し、第3種農地に分類され、建設課とも協議済みで排水関係も問題ないことから、許可相当と判断し、許可後に工事を行うよう指導しました。

続いて、5条許可申請の5号ですが、転用者の代理人からおいでいただきました。申請地は山王の田1筆 面積は297㎡になります。転用目的は、個人住宅建築敷地で、契約内容は売買による所有権の移転です。転用者は、現在アパートに居住していますが、子供が生まれ手狭になることから、個人住宅を建築するため申請しました。申請地の農地区分は、10ha以上の農地の集団性があるため、第1種農地に分類されますが、不許可の例外として、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、建設課とも協議済みで排水関係も問題ないことから許可相当と判断し、許可後に工事を行うよう指導しました。

続いて、4ページの追加議案、農地法第3条許可申請の1号です。申請地は木滑の畑1筆、面積は117㎡で、農用地区域外です。契約内容は売買による所有権の移転で、申請内容は譲渡人が労力不足のため、譲受人が経営規模の拡大を図るためとのことです。なお、1号は農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことを確認しております。以上で、第1調査委員会の報告を終わります。

議 長

事務局からの説明と調査委員長報告が終わりました。

それでは、議案第2号及び議案第3号並びに追加議案4号について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長

ご質問、ご意見がありませんので、議案第2号についてお諮りいたします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしとの声ですので、議案第2号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、許可すべきものと決定し、3,000㎡を超える案件ではないことから、許可処分を行います。

続きまして、議案第3号についてお諮りいたします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声ですので、議案第3号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、許可すべきものと決定し、2号については3,000㎡を超える案件となりますので、許可相当として県農業会議の意見を徴取することに決定します。その他の、1号及び3号から5号の4件については、いずれも3,000㎡を超える案件ではないことから、許可処分を行います。

続きまして、追加議案第4号についてお諮りいたします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声ですので、追加議案第4号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、許可することに異議なしと決定いたします。

次に、報告事項に入ります。一括して事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 新潟市農用地利用配分計画(案)について説明します。こちらについては、農地中間管理機構から受け手の耕作者への賃借に関する内容となります。資料3の新潟市農用地利用配分計画(案)をご覧ください。1枚めくっていただいて、令和4年1月の地区別実績表をご覧ください。新規の利用権設定について、白根地区、契約期間10年、件数7件、田、53,884㎡です。次に、味方地区、契約期間10年、件数2件、田、31,114㎡です。次に、月潟地区、契約期間10年、件数3件、田、20,738㎡です。農地異動の合計は、件数12件、面積105,736㎡となります。詳細につきましては、1枚めくっていただいて、1ページから3ページの1号から12号となります。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積については記載のとおりです。

続いて、資料1、議案書5ページをご覧ください。農地法第5条転用届出に関する受理について、ご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区2件でございます。転用内容につきましては、建売住宅建築敷地及び個人住宅建築敷地で面積は、それぞれ983㎡、148㎡の計1,131㎡です。

続いて、議案書8ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、ご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区7件、味方地区2件の計9件でございます。相続等によって農地の所有権を取得したとき、適正に農地として利用されるよう、届出が義務づけられたものです。今回、斡旋の希望はありませんでした。以上で、報告を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりました。ただいまの説明についてご質問はありませんか。

(質問なし)

議長 質問がないようですので、報告事項は承認されました。その他、委員の皆さまから何かございますでしょうか。

(特になし)

議長 ないようですので、本日の議事として提案いたしました議案、及び報告事項については終了いたします。以上で1月定例総会を閉会いたします。
事務局から連絡事項をお願いします。

議事録に相違ないことを認める。

議長 原 平 一

署名委員 田 村 常 一

署名委員 清 水 昭